

33 地域福祉の推進

(1) 「ともに支え合う ずっと住みたいやさしいまち」

●練馬区地域福祉計画

2年3月に、地域生活課題に対応する施策等を総合的に進めるため、福祉のまちづくりと成年後見制度の利用促進を地域福祉として一体的に展開する「練馬区地域福祉計画（ずっと住みたいやさしいまちプラン）（令和2～6年度）」を策定した。

この計画は、「社会福祉法」に規定する市町村地域福祉計画であり、「練馬区福祉のまちづくり推進条例」に基づく福祉のまちづくりの推進に関する計画、「成年後見制度利用促進法」に基づく成年後見制度利用促進基本計画としても位置付けられている。

1 基本理念

本計画で定められている基本理念は、以下のとおりである。

- 【共感】** 人や暮らしの多様性への「気づき」を広げ、多様な意見を取組に反映させます。
- 【協働】** 区、事業者および区民等が、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力して福祉のまちづくりを推進します。
- 【安心】** 区民一人ひとりが尊厳を持ち、安心して暮らせるよう、必要な支援を行います。

2 計画の体系（施策と事業）

「ともに支え合う ずっと住みたいやさしいまち」の実現を計画目標とし、その実現に向けた施策と事業（5施策60事業）で構成されている。

- (1) 区民との協働と地域の支え合いを推進する
12事業
- (2) 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる
13事業
- (3) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める
10事業
- (4) 多様な人の社会参加に対する理解を促進する
14事業
- (5) 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する
11事業

(2) 区民との協働と地域の支え合いを 推進する

●民生・児童委員

民生委員は、「民生委員法」に基づいて厚生労働大臣が委嘱している。生活に困っている人や高齢者などの相談に応じている。

任期は3年で、「児童福祉法」に基づく児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努めている。

●つながるカレッジねりま（福祉分野）

「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に「地域福祉パワーアップカレッジねりま」として開設した。2年度から「つながるカレッジねりま」としてリニューアルし、講座内容を福祉のほか、防災・農・みどり・環境の全5分野に拡大した。

●地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり

（福）練馬区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが、区民である地域福祉協働推進員（ネリーズ）と協力しながら、地域のネットワークづくりを進める活動を区が支援している。

●やさしいまちづくり支援事業

地域福祉や福祉のまちづくり活動を行う区民活動グループの創意工夫あふれる企画提案事業に対して、活動費の一部助成や活動への助言などの支援を実施している。3年度は12団体に対して支援を行った。

●非営利地域福祉活動団体への補助金交付

非営利で、家事援助・介護サービス、移動サービスおよび食事サービスの活動を3年以上実施している団体を対象に補助金を交付している。3年度は13団体に対して交付を行った。

●福祉有償運送の支援

NPO法人等が障害者や高齢者などの送迎を有料で行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営協議会の協議を経て、運輸支局に登録された法人に限り合法的に実施できる。

区では、学識経験者やタクシー関係者、NPO法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、

協議を行っている。

(3) 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

●福祉サービス指導監査・検査および社会福祉法人の設立認可

区に本部があり、区内のみで事業を行う社会福祉法人を対象に、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、指導監査を行っている。3年度は8法人に対する一般監査および1法人に対する特別監査を実施した。

また、区内の福祉サービス事業者等を対象に、サービスの質の確保および支給等の適正化を図るため、指導検査を行っている。3年度は、障害福祉サービス事業者等で60サービスに対する実地指導、保育施設等で142施設に対する一般指導検査、介護サービス事業者等で111事業所に対する実地指導を実施した。

説明会および集団指導は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、YouTubeの動画配信により実施した。

社会福祉法人の設立認可については、3年度はなかった。

●保健福祉サービス苦情調整委員の設置

保健福祉サービスの利用に関する苦情や相談に適切に対応する第三者機関として、平成15年6月に保健福祉サービス苦情調整委員を設置した。

弁護士等学識経験者からなる委員3人と、専門相談員2人で構成されている。

●避難行動要支援者支援の充実

「災害対策基本法」に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人（避難行動要支援者）をあらかじめ登録する避難行動要支援者名簿を作成している。

名簿には、一定の要件に該当する人を自動で登録しているほか、要件に準ずる人も希望により登録し、98か所の避難拠点に配備している。また、登録者のうち個人情報の外部提供に同意した人の情報を、平常時から関係機関（民生・児童委員、区民防災組織等、地域包括支援センター、消防機関、警察機関）と共有するなど、災害時に地域全体で安否確認・避難支援を行う体制を構築している。

平成28年度には、介護・障害福祉サービス事業者と災害時におけるサービス利用者の支援に関する協定を締結しており、要支援者に対する災害時の生活支援

体制を強化した。また、協定に基づき、区と介護・障害福祉サービス事業者の選定委員による「練馬区介護・障害福祉サービス事業者災害時連携検討会」を設置している。3年度は9月に84事業所と安否確認訓練を行ったほか、4年1月に検討会の委員、10事業所とサービス提供訓練を試行実施した。

●福祉避難所の指定

区は、災害時に避難拠点での生活が困難な方を受け入れる避難所として、3年度末現在、区内の社会福祉施設等45か所を福祉避難所として指定している。

(4) 多様な人の社会参加に対する理解を促進する

●ねりまユニバーサルフェス

障害のある人や高齢者、子どもや外国人など、さまざまな人が共に暮らせる地域社会を実現するために、お互いの理解を深めることができるよう、12月を中心にイベントを開催している。3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止した。

●ユニバーサルデザイン体験教室

まちの中にあるバリア（段差など）等への興味関心を高めることにより、多様な人に対する理解の促進に取り組んでいる。3年度は、小・中学校への出張型を8校、区内在住・在学の小学校4～6年生と保護者を対象に学校外編を2回実施し、延べ686人が参加した。

●情報通信技術を活用した情報バリアフリーの推進

誰もが気軽に外出できるよう、区立施設や駅などの公共施設のバリアフリー状況が分かる練馬区バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」を平成29年2月から区ホームページで公開している。

(5) 権利擁護が必要な人への支援体制を整備する

●権利擁護センター「ほっとサポートねりま」

平成17年1月に、高齢者や障害のある人など判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活できるように支援することを目的として、（福）練馬区社会福祉協議会に設置した。

福祉サービスの利用手続、金銭管理の支援や成年後見制度の利用支援、周知・啓発などを行っている。

平成19年1月には、区における成年後見制度活用を推進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けた。

2年度から、国の「成年後見制度利用促進基本計画」に定められた中核機関の運営を権利擁護センターに委託し、区は設置主体として運営を支援している。中核機関の運営業務は、以下のとおりである。

- (1) 相談および利用支援
- (2) 広報および周知・普及啓発
- (3) 地域連携ネットワークの構築
- (4) 市民後見人の養成・活動支援
- (5) 親族後見人の支援
- (6) 利用促進協議会の開催

●地域福祉権利擁護事業等の実施

成年後見制度の利用に至る前の支援として、福祉サービスの利用援助や支払・手続等、日常の金銭管理をサポートする「地域福祉権利擁護事業」や「財産保全・手続代行サービス」を実施している。

●法人後見事業の実施

後見人候補者の選択肢を増やし、適切な後見人が選任されるようにするため、2年度から（福）練馬区社会福祉協議会による法人後見事業を実施している。

(6) 練馬区社会福祉協議会との連携

●社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（社協）

社協は、地域の社会福祉活動を推進する営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、「社会福祉法」において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

1 活動

公益性の高い組織として以下の活動をしている。

- (1) 練馬ボランティア・地域福祉推進センター、権利擁護センター「ほっとサポートねりま」および障害者就労支援センター「レインボーワーク」等の運営
- (2) 共同募金への協力
- (3) 区の福祉事業の受託

2 理念

「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を理念に掲げている。

元年度に「第5次地域福祉活動計画」を策定した。この計画は、区の「地域福祉計画」と両輪をなす計画であり、区と社協は協働して地域福祉の向上に取り組んでいる。